

組織改正のお知らせ

行政改革推進課 図224-5505

平成29年度に向けた組織改正の概要についてお知らせします。

課などの見直し

■地域づくり推進課の新設(市民部)

市民の皆さん自らが、まちづくりに関わるしくみづくりを推進するため、市民活動支援課と市民センター推進室を統合し、地域づくり推進課を新設します。

■新斎場建設推進室の廃止(市民部)

新しい斎場の供用開始に伴い、新斎場建設推進室を廃止します。

空き店舗を活用して行う事業に補助金を交付します

産業振興課 図224-5934

市内の空き店舗の利活用を促進し、商店街の振興と活性化を図るため、商店街等にある空き店舗の情報を登録し、市ホームページに掲載しています。

この空き店舗を活用して行う次の事業に対し、補助金を交付します。予算枠が終了した時点で締め切ります。

受付開始日：4月3日(月)

対象(次のいずれか)：①商店街(商店街振興組合・事業協同組合・任

意団体)、②新規出店者で、出店区域の商店街の推薦を受けている個人または法人

対象事業：①商店街が実施する共同事業、②新規出店者が行う小売業、飲食業またはサービス業、③そのほか商店街または新規出店者が行う事業で、商店街の振興および地域の活性化に寄与すると市長が認める事業

補助額：限度額1件100万円。改修等は、補助率3分の1以内、40万円まで。賃借料(敷金・礼金を除く)は、補助率2分の1以内、月額5万円まで

申し込み：産業振興課(本庁舎5階)で配布する申請書類(市ホームページからもダウンロード)に必要事項を明記し同課

引き続き、紙類・布類収集のモデル事業を実施します

資源循環推進課 図239-6267

家庭から出される可燃ごみの中には、「菓子箱や包装紙などの紙類」や「布類」が多く含まれています。これらを分別・資源化し、可燃ごみの減量を図るため、名細地域および霞ヶ関北地域を対象に、紙類・布類の収集機会を増やすモデル事業を実施しています。今後の収集の拡大に

向け、平成29年4月以降も同モデル事業を引き続き実施します。対象地域の方には、この広報と同時期に「紙類・布類収集拡充モデル事業のパンフレット」を配布しています。詳しくは、同パンフレットをご確認ください。

公園のごみ箱を撤去します

公園整備課 図224-5965

近年、公園内のごみ箱に家庭ごみ等が持ち込まれるなど、公園の美観が損なわれる状況が見られ、また、ごみの減量化を推進するため、3月末日までに市が管理する都市公園内のごみ箱を撤去します。



ごみの持ち帰りにご理解、ご協力をお願いします。

24時間利用可能な電気自動車用急速充電器を設置します

環境政策課 図224-5866

市役所本庁舎北側に、24時間利用可能な急速充電器を新たに1台設置します。運用開始は、4月3日(月)、午前10時からです。現在、公用車管理棟入口(郭町一丁目)に設置してい

る急速充電器は、3月31日金をもって利用できなくなりますので、ご注意ください。

なお、新しい急速充電器は、合同会社日本充電サービス(NCS)と提携し、運用します。利用の際は有料となります。

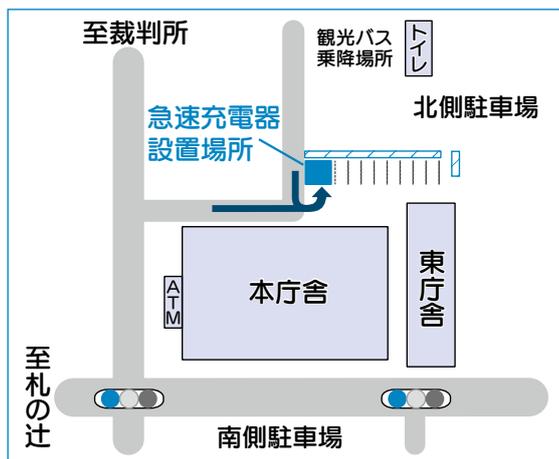
利用時間：随時利用可(年中無休)

設置場所：市役所本庁舎北側(左図)

利用料金

①NCS会員が利用する場合⇨充電カードの発行元のプランにより異なります。カード会社にご確認ください。

②NCS非会員が利用する場合⇨1回500円(30分以内)。スマートフォン等でクレジットカードを登録し、利用料金を決済



住宅改修費用の一部を補助

産業振興課 0224-5934

地域経済対策の一環として、次の要件を満たす改修工事費用の一部を補助します。

申し込みは、産業振興課(本庁舎5階)で配布する申請書類に必要事項を明記し同課。申請書類は、市ホ

ームページからもダウンロードできます。工事着工の2週間前までに申請してください。なお、平成28年度から前・後期の2期制となりました。

*前・後期ともに予算枠が終了した時点で締め切ります。

*補助金交付決定前に着工した場合、補助は受けられません。必ず着工前に申請してください。

受付開始日：前期 4月12日(水) 後期 10月12日(木)

対象工事：市内施工業者が行う20万円以上(消費税を除く)の個人住宅の改修工事で、前期は9月15日(金)まで、後期は来年2月28日(水)までに完了する工事(ただし他の補助対象工事でないこと)

対象：次のすべてに該当する方①川

越市に住民登録がある、②リフォームする住宅の所有者で、その住宅に居住している、③市税に滞納がない、④過去に同制度を利用していない

補助額：改修工事に要した費用(消費税を除く)のうち100分の5に相当する額で、8万円を限度(1000円未満切り捨て)

協働事業の募集

市民活動支援課 0224-5705
*4月からは地域づくり推進課。

協働推進事業制度は、「市民活動団体等」と市が、それぞれ提案する事業を適切な役割分担で実施し、「協働」を積極的に推進する制度です。平成29年度も「提案型協働事業」と「協働委託事業」を実施する団体を募集します。

応募要項は市ホームページからダウンロードできます。

*「市民活動団体等」とは、自治会等の地域組織・NPO法人・ボランティア団体・市民活動団体等をいいます。

市民の皆さんからの提案による「提案型協働事業」

地域のさまざまな課題を解決するため、「市民活動団体等」が主体的に取り組む協働事業を募集します。市は、その事業に対して経費の一部を補助することで、協働によるまちづくりを推進していきます。

応募期間…4月3日(月)~28日(金)

対象…市内に事務所または活動場所があり、公益的な活動を行っている、5人以上で構成する市民活動団体等(宗教活動・政治活動・選挙活動を目的とする団体等は不可)

補助金額…補助対象経費の2分の1(上限20万円)

申し込み…4月3日から地域づくり推進課(本庁舎3階)で配布する応募要項の「補助金申請書」に必要事項を明記し、必要書類を添えて同課

市が提案する「協働委託事業」

市が提案する事業を市と協働で実施する市民活動団体等を募集します。平成29年度は、以下の五つの事業です。

①男女共同参画情報紙発行

男女共同参画の正しい理解と意識啓発を行うため、情報紙を年2回発行する事業です。

②イーブンライフ in 川越

人権週間にちなみ、男女共同参画社会の実現を目指し、市民への啓発と理解を深めるためのイベントを実施する事業です。

③子育て情報誌作成

子育て中の方や、これから子育てする方を対象に、各種相談窓口や子育て情報などを紹介する情報誌を作成する事業です。

④かわごえエコツアー

環境に対する理解を深めるために、市内の環境スポットの見学などを行う事業です。

⑤こえど市民活動ネットワークづくりプロジェクト

市内の市民活動団体のネットワークづくりを目指し、情報発信や講座等を行う事業です。

応募期間…4月3日(月)~28日(金)

対象…市内に事務所または活動場所があり、公益的な活動を行っている、5人以上で構成する市民活動団体等で、次のすべてを満たすもの(宗教活動・政治活動・選挙活動を目的とする団体等は不可)

- 組織の運営に関する規則などがある
- 予算・決算を適正に行っている
- 1年以上継続して活動している
- 委託事業を的確に遂行できる

申し込み…4月3日から地域づくり推進課(本庁舎3階)で配布する応募要項の「事業提案書」に必要事項を明記し、必要書類を添えて同課

子育て支援サービスをご利用ください

こども育成課 ☎224-5724

病児保育事業

病気または病気回復期の子どもを施設で一時的に預かります。各施設とも利用時間は午前8時～午後6時です。利用方法等、詳しくはお尋ねください。



対象…生後2か月～小学3年生

利用条件…仕事・病気・事故などで、児童を保護者が家庭で保育できない▶児童が病気または病気回復期の状態で、医師が「保育室の利用が可能」と判断した場合(頭じらみ症は利用対象外です)

定員…各施設3人(病状で判断する場合あり)

利用料金…1日2,000円(所得状況により軽減措置あり)

*別途おむつ代等がかかる場合があります。

■病児保育室(日曜日、祝・休日、年末年始は休み)

実施施設…育児サポート アイアイ(古谷上・愛和病院内 ☎235-8926)▶みついきッズケア(松江町1丁目・三井病院南側 ☎290-5551)▶おさるのゆりかご(砂新田2丁目・おぜきこどもクリニック内 ☎265-8800)

■病後児保育室(土・日曜日、祝・休日、年末年始は休み)

病気回復期の児童のみ利用できます。

実施施設…ハートランドともいき(笠幡・ともいき保育園内 ☎227-3811)

ファミリー・サポート・センター事業

子育ての援助をしたい方(提供会員)と援助の依頼をしたい方(依頼会員)を会員とした組織により、地域の中での子育てを支援しています。事前に登録が必要です。

対象…生後3か月～小学6年生

活動内容…児童の送迎、保育所・学童保育室等の開始前・終了後等の預かり、その他一時的な預かり等(病児保育・宿泊を伴う預かりは行いません)

利用料金…平日、午前7時～午後7時=700円/1時間(延長は、30分単位で350円)▶土・日曜日、祝・休日、年末年始、平日の上記以外の時間=800円/1時間(延長は、30分単位で400円)▶送迎に車を使った場合=100円/1回

*2人目以降は減額制度あり。その他実費あり。

申し込み…川越市ファミリー・サポート・センター(総合福祉センターオアシス内) ☎225-3828

緊急サポートセンター事業

会員同士の助け合いにより、病児・病後児の一時保育や宿泊を伴う一時保育、緊急的な一時保育を行っています。事前に登録が必要です。

対象…小学6年生まで

利用料金…午前8時～午後8時=1,000円/1時間(延長は、15分単位で250円)▶午後8時～午前8時=1,200円/1時間(延長は、15分単位で300円)▶宿泊を伴う保育

(午後6時～翌朝9時・食事等込)10,000円/1泊▶送迎に車を使った場合=事前に会員同士で決めた料金

申し込み…緊急サポートセンター埼玉 ☎048-297-2903

*同センターホームページからも登録できます。

*2人目以降は減額制度あり。その他実費あり。

*前日および当日のキャンセルは、キャンセル料が掛かります。

地域子育て支援事業

■子育て支援施設一覧

●子育て支援センター(新宿町1丁目)

●つどいの広場…七歩保育園(新宿町3丁目)、増美保育園(岸町3丁目)、連雀町(連雀町)、今成保育園(今成2丁目)、おがやの里しもだ保育園(小ヶ谷)、風の子保育園(松郷)、風の子第二保育園(松郷)、芳野保育園(谷中)、伊佐沼すまいる保育園(古谷上)、星の子みのり保育園(木野目)、音羽の森保育園(藤間)、さくらんぼ保育園(砂新田6丁目)、川越なかよし幼稚園(中台元町1丁目)、大東市民センター(豊田本)、慶櫻南台保育園(南台2丁目)、笠幡菜の花保育園(笠幡)、ともいき保育園(笠幡)、むさしの保育園(的場)、マーガレット保育園(天沼新田)、名細保育園(鯨井)、バンビ保育園(吉田)、紀秀会川越やまだ保育園(山田)

●わくわく広場…児童センターこどもの城(石原町1丁目)、神明町保育園(神明町)、東口児童館(菅原町)、南古谷第二保育園(牛子)、高階児童館(藤間)、高階保育園(藤原町)、名細公民館(小堤)

■つどいの広場開設日・開設時間変更のお知らせ

4月から、次のつどいの広場は開設日・開設時間が変更となります。

●連雀町つどいの広場

変更後→月～金曜日

●さくらんぼ保育園つどいの広場

変更後→午前9時～午後0時30分、午後2時30分～4時

●むさしの保育園つどいの広場

変更後→月～金曜日

民間放課後児童クラブ

平成28年度から、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象に、授業終了後に適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図る民間放課後児童クラブを1か所開設しています。

開設時間・利用料金等、詳しくは実施施設にお尋ねください。

実施施設…芳野キッズ(谷中・芳野保育園隣接 ☎225-6451)

高等学校卒業程度認定試験合格支援事業を実施します

こども家庭課 224-5821

平成29年度から新たに、高等学校卒業程度認定試験合格支援事業を実施します。ひとり親家庭の対象者が、就職のために認定試験に関する講座を受講した場合に、支払った受講料の一部を給付金として支給します。

給付金は段階に応じて2種類あります。事前相談が必要です。現在受講中の方も対象となる可能性がありますので、ご相談ください。申し込み方法など、詳しくはお尋ねください。

対象…次の全てに該当するひとり親家庭の親および児童①ひとり親家庭の親が児童扶養手当の支給を受けているまたは同等の所得水準にある、②認定試験合格が適職に就くために必要と認められる

給付金…受講修了時給付金＝対象講座修了時に20%相当額の支給(上限10万円、4,000円以下は支給なし)▶合格時給付金＝受講修了時給付金を受けた方が受講修了日から起算して2年以内に認定試験の全科目を合格した場合に40%相当額の支給(受講修了時給付金と合わせて上限15万円)

ひとり親の方の就業支援

こども家庭課 224-5821

就職の際に有利となり、生活の安定の助けとなる資格の取得や講座の受講を支援するため、ひとり親の方に給付金を支給しています。

いずれも事前相談が必要です。申し込み方法など、詳しくはお尋ねください。

高等職業訓練促進給付金

看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士等の資格を取得しようとしている場合に支給します。今後該当が見込まれる方も、ご相談ください。

対象…次の全てに該当する方①市内在住のひとり親家庭の親、②現在修業と就労または子育ての両立が困難、③児童扶養手当の支給を受

中札内村アンテナショップがオープン!

国際文化交流課 224-5506

友好都市・中札内村(北海道)のアンテナショップがオープンします。オープンを記念し、4月5日(水)～9日(日)の間中は、お買い上げの方、各日先着50人に新鮮な卵4個をプレゼント!

場所…丸広百貨店川越店(新富町2丁目)、地下1階食品売り場

オープン…4月5日(水)、午前10時

主な商品

- ①常設展示品＝チーズ、枝豆、味付き田舎どり、味付き十勝野ポーク、手作りジャム、野菜チップス、トマトゼリーなど
- ②期間限定販売品(夏・秋のみ)＝卵、じゃがいも、豆、アスパラ、大根など

支給期間…上限3年間(36か月)
自立支援教育訓練給付金

教育訓練給付の対象講座を受講した場合に、支払った受講料の一部を支給します。

対象…次の全てに該当する方①市内在住のひとり親家庭の親、②児童扶養手当の支給を受けているまたは同等の所得水準にある

対象講座…雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座

支給額…受講料の6割(上限20万円、1万2000円以下は支給なし)

*一般教育訓練給付金との差額支給についてはお問い合わせください。

4月から特別児童扶養手当の額が変わります

こども政策課 224-6278

特別児童扶養手当は、精神または身体に一定の障害のある20歳未満の子を育てている方に支給されています。同手当の額は、物価変動に応じて自動的に額を改定する「自動物価スライド制度」が取られています。平成28年全国消費者物価指数の実績値(対前年度比△0.1%)が公表されたことを踏まえ、同29年4月から、次のとおり手当額が改定されます。

1級(重度)	月額5万1450円
2級(中度)	月額3万4270円

平成29・30年度入札参加業者の追加登録を受け付け

契約課 回224・5632

市が発注する次の種目の入札参加業者の追加登録を受け付けます。

申請書類は市独自のものと、共同受付参加自治体で共通のものがあります。詳しくは、県ホームページ「申請の手引き」をご確認ください。
申請業務：建設工事、設計・調査・測量、土木施設維持管理(道路・河川・苑地・下水道)

受付期間：新規申請 4月3日(月)～21日(金) ▼業種などの追加申請 4月3日(月)～28日(金)(各消印有効)

受付方法：申請書類を〒330-19301さいたま市浦和区高砂三丁目15-1・県入札審査課に郵送(持参不可)

固定資産(土地・家屋)評価額が確認できます

縦覧・閲覧 回224・5642

不服審査 回224・5637

土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

納税者が、自己の所有する土地・家屋の評価額が、他と比較して適正であるか確認することができます。

縦覧期間：4月3日(月)～5月31日(水)
対象：納税者 ▼同一世帯の親族 ▼納税管理人 ▼相続人代表者 ▼納税者の委任状(法人所有の場合は代表者印のあるもの)を持つ方

固定資産課税台帳の閲覧

自己の所有する土地・家屋・償却資産の課税内容が確認できます。前記縦覧期間内は「名寄帳兼課税台帳の写し」を無料交付(1回のみ)します。なお、閲覧は、縦覧期間以降もできます。

対象：固定資産の所有者 ▼同一世帯の親族 ▼納税管理人 ▼相続人代表者 ▼所有者の委任状(法人所有の場合は代表者印のあるもの)を持つ方

縦覧・閲覧の会場・持ち物

会場：資産税課(本庁舎2階)

持ち物：本人確認書類(運転免許証、健康保険証、パスポート、前年度納税通知書等)

不服審査の申し出

固定資産課税台帳に登録された価格に不服がある場合は、「川越市固定資産評価審査委員会」へ審査を申し出ることができます。

申し出先：同委員会(本庁舎2階・市民税課内)

申し出期間：4月3日(月)から、納税通知書の交付を受けた日の翌日から起算して3か月以内

振り込め詐欺被害の発生件数が減少しました

防犯・交通安全課 回224-5721

平成28年中の市内における振り込め詐欺被害件数は42件、被害額は約6,160万円となりました。平成27年中の被害件数64件、被害額約2億3,173万円と比べると、22件、約1億7,000万円の減少となり、大きく被害を減らすことができました。

これは、警察や川越市民生委員児童委員協議会連合会、川越市交通安全母の会など関係団体と連携を図りながら、戸別訪問による高齢者に対する防犯指導を実施するなど、市民の皆さんと共に地道な防犯対策を推進したことによる成果の表れといえます。

しかし、いまだに被害は多発しています。今後とも被害に遭わないよう気を付けていただくとともに、振り込め詐欺被害の抑止に向け、市民の皆さんのご協力をお願いします。



春の全国交通安全運動を実施します



昨年の出発式

防犯・交通安全課 回224-5721

4月6日(木)～15日(土)に、春の全国交通安全運動を実施します。市では関係機関・団体と協力し、次のとおりキャンペーンを行います。いずれも雨天中止です。

出発式

日時…4月6日(木)、午前10時～11時

会場…ウェスタ川越 交流広場

交通事故死ゼロを目指す日街頭キャンペーン

日時…4月10日(月)、午前10時～11時

会場…本川越ペペ前広場

飲酒運転根絶の日街頭キャンペーン

日時…4月14日(金)、午前10時30分～11時30分

会場…島忠ホームズ川越店(小仙波)

国民年金の届け出や納付は忘れずに

市民課 ☎224-5764

国民年金は20歳から60歳までの方が加入する公的年金制度です。加入する年金の種類は、第1号被保険者(自営業者など)・第2号被保険者(会社員や公務員)・第3号被保険者(第2号被保険者の被扶養配偶者)に分かれます。退職や結婚などにより加入の種類が変わるときは、届け出が必要です。「届け出や納付を忘れて年金が受けられない」ということがないように、自分の年金はしっかり把握しましょう。

こんな時	手続き	届け出先	手続きに必要な物
20歳になった	加入	市民課(本庁舎1階)・市民センター・南連絡所、第3号被保険者は配偶者の勤務先	印鑑
会社などを退職した	加入	市民課・市民センター・南連絡所	年金手帳・退職証明書または健康保険資格喪失証明書など・印鑑
配偶者の扶養から外れた	種別変更	市民課・市民センター・南連絡所	年金手帳・健康保険資格喪失証明書など・印鑑
口座振替にしたい	納付方法の変更	銀行・郵便局などの金融機関または年金事務所	口座振替納付申出書、預貯金通帳・届け出印・年金手帳など
納付書を紛失した	再発行	年金事務所	印鑑・年金手帳など

*会社に就職したり、配偶者の扶養になったりした場合は、勤務先での手続きとなります。

■平成29年度の国民年金保険料

4月から来年3月までの国民年金保険料は、月額16,490円です。納付書は、日本年金機構から4月上旬に送付されます。

また、国民年金保険料をまとめて前払い(前納)すると割引される制度があります。現金での納付以外に口座振替・クレジットカード・インターネットによる納付も可能です。

詳しくは、川越年金事務所 ☎242-2657にお尋ねください。

■ご存じですか？ 学生納付特例

20歳以上の学生で、本人の所得が少なく保険料の支払いが困難な場合は、申請することで保険料を後払いにすることができます。なお、前年度に特例が承認されて、今年度も引き続き同じ学校に在学する方は、日本年金機構から送付される申請書(ハガキ形式)に必要事項を明記して埼玉広域事務センターに郵送してください。ただし、在学する学校等が変わった方、申請書が届かなかった方は、窓口での申請が必要です。

対象…大学・短大・高校・高等専門学校・専修学校などに在学する20歳以上の学生(所得制限あり)

用意する物…新学年の学生証または在学証明書・年金手帳・印鑑

*2年1か月前までさかのぼって申請する場合は、在学期間を証明する書類が必要です。

受付窓口…市民課・市民センター・南連絡所

大気中放射線量の市内定点モニタリング結果

環境対策課 ☎224-5894

市では、市内全域を5km四方に区切った7つの区域から2地点ずつ、合計14地点の公共施設等(小学校・保育園など)で放射線量等の変化を定期的に測定しています。2月に測定した14地点の測定値の平均と範囲は以下のとおりです。詳しくは、環境対策課(本庁舎5階)、市ホームページで確認できます。

大気中放射線量の測定結果 (単位=μSv/h)

測定時期	地上5cm		地上50cm	
	平均値	範囲	平均値	範囲
平成28年8月	0.05	0.03~0.07	0.05	0.04~0.06
平成29年2月	0.05	0.03~0.07	0.05	0.04~0.07

●測定日…2月6日・7日

●測定機器・方法…NaIシンチレーションサーベイメータ TCS-172B (エネルギー補償付き)により市職員が測定

●結果

平成28年8月の測定結果とほぼ同じで、地上50cm~1mの国の基準(市の対応の目安と同じ0.23μSv/h)および地上5cmの市の対応の目安(0.30μSv/h)よりも低い値でした。

*今回の定点とは別に、除染を実施した公共施設などでも継続的に測定しています。

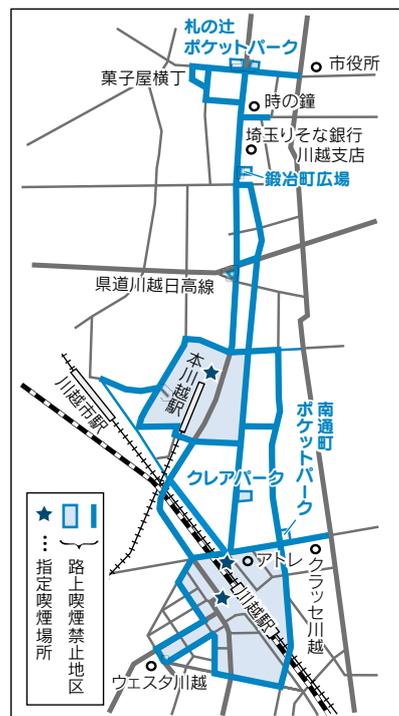
路上喫煙はやめましょう

資源循環推進課 ☎239-6267

「川越市路上喫煙の防止に関する条例」により、市内全域(道路や公園など屋外の公共の場所)では、路上喫煙をしないように努めなければなりません。

市では下図のとおり「路上喫煙禁止地区」を定め、指導・啓発を行っています。なお、同地区内で路上喫煙をした場合は、過料2000円の罰則が適用されます。

歩きながらの喫煙は、やけどをさせたり、衣服を焦がしたりする危険があります。特に子どもや車椅子を使用する人にとって、たばこを持つ手は顔と同じ高さになるため、重大な事故につながりかねません。また、吸い殻の投げ捨ては、まちの美観を損ねるだけでなく、火災の危険も



あります。さらに、副流煙は周囲の人たちの健康に影響を与えます。路上喫煙はやめましょう。

あります。さらに、副流煙は周囲の人たちの健康に影響を与えます。路上喫煙はやめましょう。

ヘルプカードを作成しました

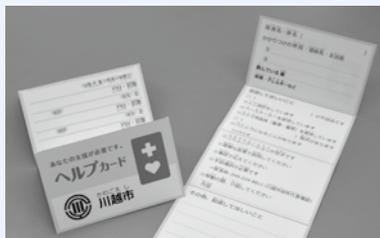
障害者福祉課 ☎224-5785
☎225-3033

ヘルプカードとは、緊急連絡先や必要とする支援の内容などを記載することのできる携帯用カードです。支援を必要とする方が、災害時や日常生活の中で困ったことがあったときに提示することで、状況にあった支援を受けやすくなります。「ちょっと手助けが必要な人」と「ちょっと手助けしたい人」の両者をつなぐきっかけを作ります。

ヘルプカードの配布は障害者福祉課(本庁舎1階)で行っています。市ホームページからもダウンロードできます。詳しくは、障害者福祉課までお尋ねください。

対象…障害者手帳をお持ちの方および難病患者等、緊急時に支援を必要とされる方

ヘルプカードは多くの皆さんに知っていただくことで、初めてその効果を発揮し、支援を必要とされる方の安心につながります。ヘルプカードを示された時には、カード内容に沿った手助けや配慮をお願いします。



収納窓口の延長

収税課 ☎224-5837
高齢・障害医療課 ☎224-5842
介護保険課 ☎224-5817

4月24日(月)~28日(金)、午後7時まで延長。市税(国民健康保険税含む)=収税課(本庁舎2階)、後期高齢者医療保険料=高齢・障害医療課(本庁舎2階)、介護保険料(65歳以上)=介護保険課(本庁舎3階)。納付・納税相談などにご利用ください。

~ひとくち情報~

ミニ・インフォメーション

~ひとくち情報~

- 平成28年度包括外部監査の結果報告書が提出されました 監査委員事務局 ☎224-6132
テーマは「防災・危機管理の事業に関する事務の執行について」。報告書は、情報公開窓口(東庁舎1階)・図書館・公民館、市ホームページで確認できます。
- 証明書のコンビニ交付サービスが始まりました 市民課 ☎224-5744
3月21日(火)から、有効な利用者証明用電子証明書の記録されたマイナンバー(個人番号)カードを使って、コンビニエンスストア等に設置してあるマルチコピー機で、住民票の写しと印鑑登録証明書を取得できます。
- スポーツ安全保険をご活用ください スポーツ振興課 ☎224-6094
(公助)スポーツ安全協会では、平成29年度スポーツ安全保険の加入受け付けをしています。この保険は、スポーツ・文化・ボランティア活動等が対象となっています。加入依頼書およびしおりを、公民館・川越運動公園で配布しています。詳しくは、同課までお尋ねください。
- やまぶき会館事務室は、4月1日(出)から同会館内A会議室隣に移転します やまぶき会館 ☎222-4678
電話・ファクス番号に変更はありません。ご迷惑をお掛けしますが、ご理解・ご協力をお願いします。